

事 務 連 絡

平成21年11月11日

各 位

東京都産業労働局商工部
経営支援課経営安定支援係

リーフレット「下請取引改善のために」の送付について

日頃から、東京都の中小企業施策の推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

景気は依然として厳しい状況にあり、経営基盤の弱い中小企業にとっても困難な状況が続いております。このような厳しい経営環境において、取引の適正化対策は一層重要な課題となっております。

東京都におきましても、別添のとおり下請取引適正化の普及・啓発のためのリーフレットを作成いたしました。各機関におかれましては、関係団体への配布や相談窓口への備え付け等、取引適正化推進にご活用下さいますようお願いいたします。

(連絡先)

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1都庁第一本庁舎30階

東京都産業労働局商工部経営支援課経営安定支援係

TEL 03-5320-4783

FAX 03-5388-1465

担当 舛本

下請取引に関する相談機関のご案内

下請取引に関する苦情・紛争処理の相談は次の機関で受け付けています。相談者及び相談内容について、相手方（親事業者）に知られないように指導・勧告を行うことができますので、お気軽にご相談ください。

下請センター東京 (財)東京都中小企業振興公社	<p>下請センター東京（下請取引紛争解決センター） (財)東京都中小企業振興公社 本社（秋葉原庁舎4階） 〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9 電話：03-3251-9390 FAX: 03-3251-7888</p>	<p>下請センター東京 多摩支援室 (財)東京都中小企業振興公社 多摩支社 〒190-0012 立川市曙町3-7-10 電話：042-527-7477 FAX: 042-524-8546</p>																																																								
	<p>苦情紛争相談</p> <p>取引上の様々なトラブルに対して下請法に詳しい専門相談員や弁護士が親身になってご相談に応じ、具体的な解決策を提示します。</p> <p>(事前にお問い合わせ下さい)</p> <p>○専門相談員による相談 月曜日から金曜日(土日・祝祭日・年末年始を除く) 9:00~12:00 / 13:00~17:00</p> <p>○弁護士相談(要予約・秋葉原庁舎のみ) 原則として毎週木曜日(曜日は変更することがあります。) 13:30~16:30 1件1時間程度</p>	<p>裁判外紛争解決手続(ADR)</p> <p>ご希望に応じて、「裁判外紛争解決手続(ADR)」を実施します。センターの選任する第三者(弁護士)が公正中立な立場で、調停により簡易迅速な紛争解決を図ります。</p> <p>○トラブルの種類・内容、当事者の事情・意見に応じて、柔軟な解決を図ることができます。 ○手続は非公開です。当事者のプライバシー、営業上の秘密などに配慮して実施します。</p>																																																								
*下請センター東京は、認証紛争解決事業者として法務大臣の認証を取得しました。(認証番号第16号)																																																										
国の相談窓口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部企業取引課</td> <td>〒100-8987 千代田区霞ヶ関1-1-1 中央合同庁舎第6号館</td> <td>3581-3373</td> </tr> <tr> <td>関東経済産業局 産業部中小企業課</td> <td>〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館</td> <td>048-600-0325</td> </tr> <tr> <td>(財)全国中小企業取引振興協会 下請かけこみ寺本部</td> <td>〒104-0033 中央区新川2-1-9 石川ビル2階</td> <td>5541-6655</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	電話	公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部企業取引課	〒100-8987 千代田区霞ヶ関1-1-1 中央合同庁舎第6号館	3581-3373	関東経済産業局 産業部中小企業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0325	(財)全国中小企業取引振興協会 下請かけこみ寺本部	〒104-0033 中央区新川2-1-9 石川ビル2階	5541-6655																																													
	名称	住所	電話																																																							
	公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部企業取引課	〒100-8987 千代田区霞ヶ関1-1-1 中央合同庁舎第6号館	3581-3373																																																							
関東経済産業局 産業部中小企業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0325																																																								
(財)全国中小企業取引振興協会 下請かけこみ寺本部	〒104-0033 中央区新川2-1-9 石川ビル2階	5541-6655																																																								
各業界の相談窓口 <small>右の方々は東京都は「下請取引適正化推進員」として委嘱しています。</small>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>推進員氏名</th> <th>住所</th> <th>電話・FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京ニットファッション工業組合</td> <td>常務理事 中村一雄</td> <td>〒130-0026 墨田区両国4-37-2 TKF第1会館</td> <td>3633-5601 3633-5605</td> </tr> <tr> <td>蒲田工業協会</td> <td>事務局長 内田信義</td> <td>〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ内</td> <td>3732-8415 3734-6145</td> </tr> <tr> <td>(社)日本金型工業会東部支部</td> <td>事務局長 鈴木典嗣</td> <td>〒113-0034 文京区湯島2-33-12 金型年金会館1階</td> <td>5688-1455 5688-1456</td> </tr> <tr> <td>東京配電盤工業協同組合</td> <td>事務局長 富永清道</td> <td>〒105-0012 港区芝大門2-11-1</td> <td>3434-4921 3434-4815</td> </tr> <tr> <td>(社)日本電子回路工業会</td> <td>常務理事 藤岡信之</td> <td>〒167-0042 杉並区西荻北3-12-2 回路会館2階</td> <td>5310-2020 5310-2021</td> </tr> <tr> <td>東京都印刷工業組合</td> <td>副理事長 日比野信也</td> <td>〒104-0041 中央区新富1-16-8 日本印刷会館4階</td> <td>3552-4021 3553-2653</td> </tr> <tr> <td>(社)東京都金属プレス工業会</td> <td>専務理事 伊藤 洵</td> <td>〒130-8553 墨田区両国4-30-7 金属プレス会館4階</td> <td>5624-1921 5624-1920</td> </tr> <tr> <td>東京都鍍金工業組合</td> <td>副理事長 吉川 進</td> <td>〒113-0034 文京区湯島1-11-10 めっきセンター内</td> <td>3814-5621 3816-6166</td> </tr> <tr> <td>東京工業塗装協同組合</td> <td>副理事長 林 正明</td> <td>〒110-0014 台東区北上野2-11-5 OKADABOX2階</td> <td>3844-5181 3844-5182</td> </tr> <tr> <td>日本ダイカスト工業協同組合</td> <td>専務理事 池上高雄</td> <td>〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館511</td> <td>3431-0566 3431-9762</td> </tr> <tr> <td>(社)東日本プラスチック製品工業協会</td> <td>専務理事 高橋 廣</td> <td>〒104-0045 中央区築地3-12-5 築地小山ビル1階</td> <td>3541-4321 3541-4324</td> </tr> <tr> <td>(社)東京都トラック協会</td> <td>専務理事 綿引正明</td> <td>〒160-0004 新宿区四谷3-1-8</td> <td>3359-6251 3359-4695</td> </tr> <tr> <td>日本ソフトウェア産業協会</td> <td>理事 法務委員長 水嶋昇一</td> <td>〒104-0032 中央区八丁堀1-1-4 井門八重洲通りビル7階</td> <td>3537-7501 3537-7502</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	推進員氏名	住所	電話・FAX	東京ニットファッション工業組合	常務理事 中村一雄	〒130-0026 墨田区両国4-37-2 TKF第1会館	3633-5601 3633-5605	蒲田工業協会	事務局長 内田信義	〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ内	3732-8415 3734-6145	(社)日本金型工業会東部支部	事務局長 鈴木典嗣	〒113-0034 文京区湯島2-33-12 金型年金会館1階	5688-1455 5688-1456	東京配電盤工業協同組合	事務局長 富永清道	〒105-0012 港区芝大門2-11-1	3434-4921 3434-4815	(社)日本電子回路工業会	常務理事 藤岡信之	〒167-0042 杉並区西荻北3-12-2 回路会館2階	5310-2020 5310-2021	東京都印刷工業組合	副理事長 日比野信也	〒104-0041 中央区新富1-16-8 日本印刷会館4階	3552-4021 3553-2653	(社)東京都金属プレス工業会	専務理事 伊藤 洵	〒130-8553 墨田区両国4-30-7 金属プレス会館4階	5624-1921 5624-1920	東京都鍍金工業組合	副理事長 吉川 進	〒113-0034 文京区湯島1-11-10 めっきセンター内	3814-5621 3816-6166	東京工業塗装協同組合	副理事長 林 正明	〒110-0014 台東区北上野2-11-5 OKADABOX2階	3844-5181 3844-5182	日本ダイカスト工業協同組合	専務理事 池上高雄	〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館511	3431-0566 3431-9762	(社)東日本プラスチック製品工業協会	専務理事 高橋 廣	〒104-0045 中央区築地3-12-5 築地小山ビル1階	3541-4321 3541-4324	(社)東京都トラック協会	専務理事 綿引正明	〒160-0004 新宿区四谷3-1-8	3359-6251 3359-4695	日本ソフトウェア産業協会	理事 法務委員長 水嶋昇一	〒104-0032 中央区八丁堀1-1-4 井門八重洲通りビル7階	3537-7501 3537-7502	
	団体名	推進員氏名	住所	電話・FAX																																																						
	東京ニットファッション工業組合	常務理事 中村一雄	〒130-0026 墨田区両国4-37-2 TKF第1会館	3633-5601 3633-5605																																																						
	蒲田工業協会	事務局長 内田信義	〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ内	3732-8415 3734-6145																																																						
	(社)日本金型工業会東部支部	事務局長 鈴木典嗣	〒113-0034 文京区湯島2-33-12 金型年金会館1階	5688-1455 5688-1456																																																						
	東京配電盤工業協同組合	事務局長 富永清道	〒105-0012 港区芝大門2-11-1	3434-4921 3434-4815																																																						
	(社)日本電子回路工業会	常務理事 藤岡信之	〒167-0042 杉並区西荻北3-12-2 回路会館2階	5310-2020 5310-2021																																																						
	東京都印刷工業組合	副理事長 日比野信也	〒104-0041 中央区新富1-16-8 日本印刷会館4階	3552-4021 3553-2653																																																						
	(社)東京都金属プレス工業会	専務理事 伊藤 洵	〒130-8553 墨田区両国4-30-7 金属プレス会館4階	5624-1921 5624-1920																																																						
	東京都鍍金工業組合	副理事長 吉川 進	〒113-0034 文京区湯島1-11-10 めっきセンター内	3814-5621 3816-6166																																																						
	東京工業塗装協同組合	副理事長 林 正明	〒110-0014 台東区北上野2-11-5 OKADABOX2階	3844-5181 3844-5182																																																						
	日本ダイカスト工業協同組合	専務理事 池上高雄	〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館511	3431-0566 3431-9762																																																						
	(社)東日本プラスチック製品工業協会	専務理事 高橋 廣	〒104-0045 中央区築地3-12-5 築地小山ビル1階	3541-4321 3541-4324																																																						
	(社)東京都トラック協会	専務理事 綿引正明	〒160-0004 新宿区四谷3-1-8	3359-6251 3359-4695																																																						
日本ソフトウェア産業協会	理事 法務委員長 水嶋昇一	〒104-0032 中央区八丁堀1-1-4 井門八重洲通りビル7階	3537-7501 3537-7502																																																							

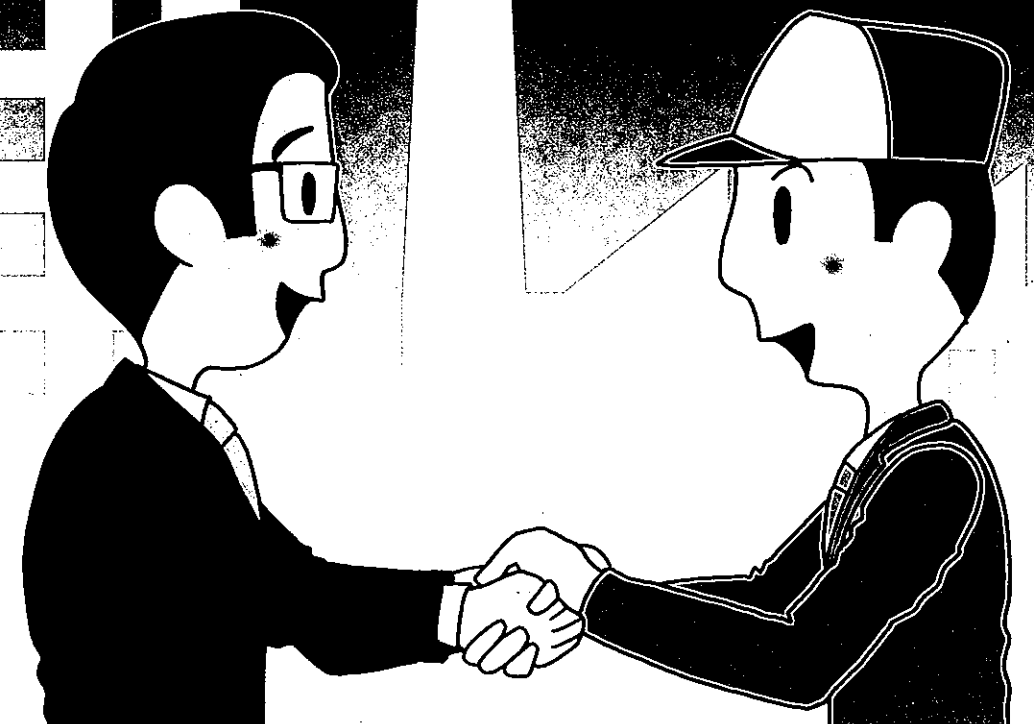
下請取引改善のため

親事業者との取引で 困っていませんか？

品物に欠陥がないのに返品された…

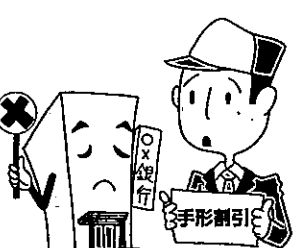
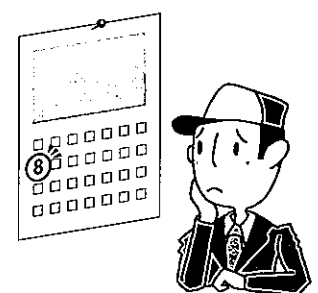
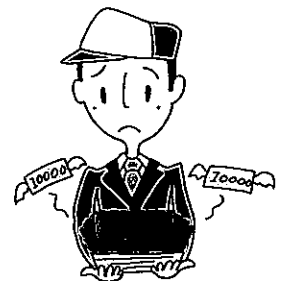
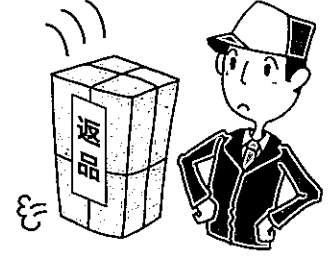
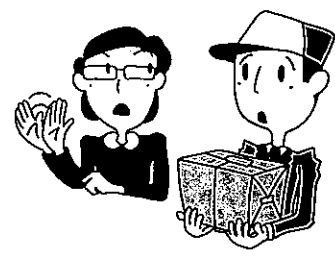
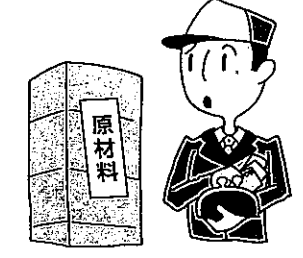

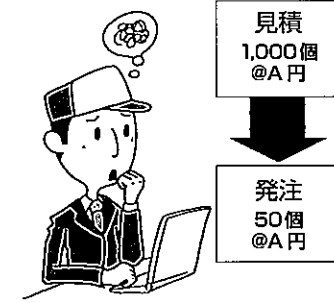
期日を過ぎても代金を支払ってくれない…

原材料等を強制的に購入させられた…



親事業者との取引で困っていることはありませんか？

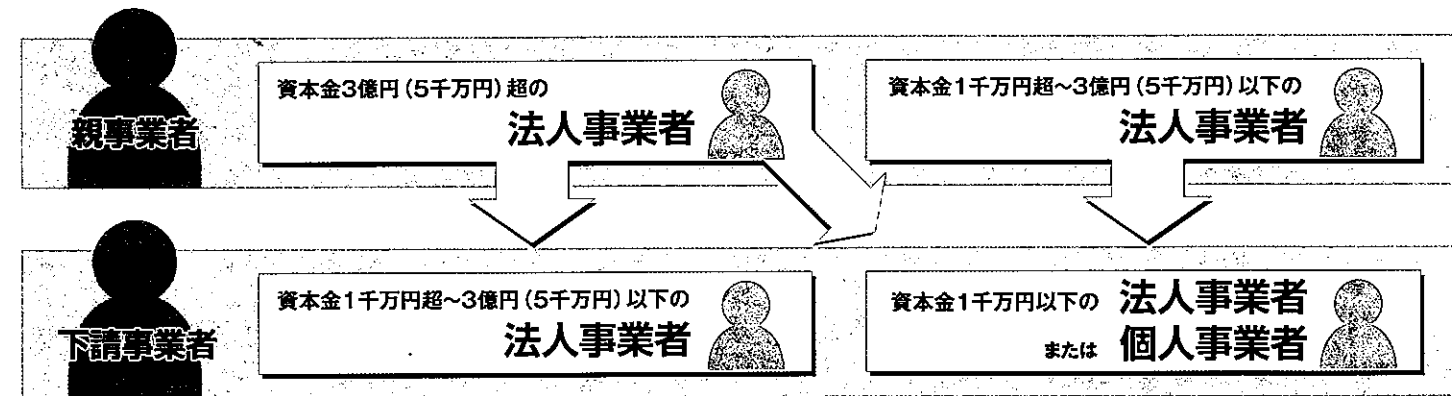
こうした親事業者の行為は、「下請代金支払遅延等防止法」で禁止されています。

 <p>親事業者から手形で下請代金の支払いを受けたが、一般の金融機関で割引を受けることができなかった。</p>	 <p>支払期日を過ぎても、下請代金を支払ってくれない。</p>	 <p>予算不足等を理由に、あらかじめ定められた下請代金から一定額を減額された。</p>	 <p>品物に欠陥がないのに、返品された。</p>	 <p>納期に納品に行ったら、品物を受け取ってもらえなかった。</p>	 <p>親事業者の指定する製品(含自社製品)や原材料等を強制的に購入させられた。</p>	 <p>親事業者により原材料を支給されているが、下請代金の支払期日より前に、原材料などの代金を支払わされた。</p>	 <p>親事業者から、1,000個発注するので見積単価を提出するようとの依頼があったので、見積単価を提出したところ、その見積単価で50個しか発注がなかった。</p>
---	---	--	--	--	---	---	---

下請代金支払遅延等防止法のしくみ | 昭和31.6.1 法律第120号 |

1 目的 この法律は、親事業者の下請事業者に対する取引を公正なものとし、下請事業者の利益を保護することを目的としています。

2 規制の対象となる取引の範囲 ()は情報成果物・役務提供委託



3 親事業者の義務及び禁止行為

親事業者に対しては、次に掲げる義務及び禁止行為が定められています。

義務	<ul style="list-style-type: none"> ① 書面(注文書等)の交付の義務 ② 下請取引に関する書類を作成し保存する義務(2年間保存) ③ 下請代金の支払期日を定める義務 ④ 代金支払が期日より遅れた場合の遅延利息支払義務 <small>※下請事業者が承諾した場合、一定の要件の下に、取引において電子メール等を使った受発注ができることが法律上明確になりました(平成13年4月1日施行)</small>
禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> ① 納品の受け取り拒否の禁止 ② 下請代金の支払遅延の禁止 ③ 下請代金の減額の禁止 ④ 返品の禁止 ⑤ 買ったたき(代金を不当に低く定めること)の禁止 ⑥ 購入・利用強制の禁止(親事業者の製品・役務を強制して導入・利用させること) ⑦ 報復措置の禁止(親事業者の不公平な行為を行政に申告したとして取引停止等の不利益な取扱いをすること) ⑧ 有償で支給した原材料等の代金を、早期に(下請代金の支払期日より)決済することの禁止 ⑨ 割引困難な手形(繊維業は90日、その他の業種は120日を超える長期の手形)交付の禁止 ⑩ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(下請事業者から金銭労務の提供等をさせること) ⑪ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止

基本的な契約書の作り方

トラブルが起きたら、できるだけ早く行政機関等に相談することが大切です(裏面の相談機関をご利用ください)。しかし、その前にトラブルが起きないようにすることは、さらに大切です。そのためには、まず「契約書」を作りましょう。

- 契約書とは? 契約を書面に書きあらわしたもの
↳ 法律上の拘束を生ずる約束
- 契約書作成の目的は? 後日の紛争を無くすこと(予防)



契約書作成の心得

- 1 表題をつける。
契約書 題名
- 2 契約の当事者と契約の成立の時期をはっきりさせる。
契約書 ○月×日 はっきりと
- 3 契約の対象、目的物をはっきりさせる。(品目、規格、数量、単価、金額等)
契約書 品目規格 明確に
- 4 双方の権利、義務の内容、範囲をはっきりさせる。(納期、引渡場所、検収期間、所有権の移転時期等)
契約書 権利業務範囲

